

## 久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成22年久喜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子のある職員が」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が市規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「第2項」に改める。

第14条第2項第17号を次のように改める。

(17) 0歳から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において「対象児童」という。)を養育する職員が、次に掲げる場合において、勤務しないことが相当であると認められるとき一の年において5日(その養育する対象児童が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

ア 対象児童の看護(負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。)を行う場合

イ 対象児童の疾病の予防を図るために必要なものとして市規則で定める世話をを行う場合

ウ 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市規則で定める事由により対象児童の世話をを行う場合

エ 対象児童の教育又は保育に係る行事のうち市規則で定めるものに参加する場合

第14条第2項第18号中「別に定める」を「市規則で定める」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。